

協議第 2 3 号

平成 1 5 年 1 0 月 9 日 確認

町、字の区域及び名称の取扱いについて

町、字の区域及び名称の取扱いについて別紙のとおり提出する。

平成 1 5 年 1 0 月 9 日 提出

津地区合併協議会

会長 近 藤 康 雄

協議項目	19.町、字の区域及び名称の取扱い	調整の内容(案)	1.町、字の区域は、従前のおりとする。 2.町、字の名称については、津市以外の市町村は、原則として従来の町、字名の前に旧市町村名をつけた町名として、地域住民の意向を尊重し、調整するものとする。
関係項目			

※調整にあたっての基本的な考え方

町、字の名称の変更は、住民登録、登記、郵便などの住民生活に重大な影響を及ぼすことから、新市発足時において支障のないよう調整しなければならない。実施にあたっては、住民に対する周知や事前の届出、その他事務処理等の相応の期間が要することを考慮する必要がある。

〔先進事例〕(新設合併)

合併の期日	名称	合併関係市町村	審議経過
平成15年9月1日	千曲市	更埴市、戸倉町、上山田町	原則として現行の町・字名を基本に調整する。 ただし、下記の地区については地域住民の意見を聞いて対応したい。 ・更埴市 杭瀬下地区、稻荷山(野高場)地区、稻荷山(元町)・桑原(元町)地区 ・戸倉町 温泉区 ・上山田町 温泉一丁目～四丁目
平成15年4月21日	周南市	徳山市、新南陽市、熊毛町、鹿野町	町名・字名「類似町名や同一の通称町名(小字名)を含む」は、原則として現行とおりとす。ただし、同一の町名については、地域住民の意向を尊重し、調整する。
平成15年4月1日	宗像市	宗像市、玄海町	2市町の町又は字の名称については、「大字」を削除した名称に変更する。また、2市町の町又は字の区域は、従前のおりとする。

〔三重県事例〕(新設合併)

合併の期日	名称	合併関係市町村	審議経過
平成15年12月1日	いなべ市	北勢町、員弁町、大安町、藤原町	4町の町名、字名は、現行のおりとし、「大字」を削除した名称とする。
平成16年11月1日	伊賀市	上野市、伊賀町、島ヶ原村、阿山町 大山田村、青山町	町名・字名については地域住民の意向を尊重し、調整するものとする。
平成17年1月1日	松阪市	松阪市、嬉野町、三雲町、飯南町 飯高町	(1) 字の区域については、従前のおりとする。 (2) 町、字の名称については、松阪市は従前のおりとし、嬉野町、三雲町は「一志郡」を、飯南町、飯高町は「飯南郡」を、それぞれ「松阪市」に置き換えるものとする。 また、4町においては、「大字」の表記を削除するものとする。 【継続審議中】

参考資料

○町、字の名称の取扱い

従来の町・字名の前に旧市町村名をつけた町名とする場合(大字の表示は削除)

例示	津市△△町○○	久居市東鷹跡町 → <u>津市久居東鷹跡町</u> 安芸郡河芸町大字中別保 → 津市河芸町中別保 安芸郡芸濃町大字楠原 → 津市芸濃町楠原 安芸郡美里村大字五百野 → <u>津市美里町五百野</u> 安芸郡安濃町大字草生 → 津市安濃町草生 一志郡香良洲町 → 津市香良洲町 一志郡一志町大字井生 → 津市一志町井生 一志郡白山町大字南家城 → 津市白山町南家城 一志郡美杉村竹原 → <u>津市美杉町竹原</u>
	津市△△○○町	久居市東鷹跡町 → 津市久居東鷹跡町 安芸郡河芸町大字中別保 → 津市河芸中別保町 安芸郡芸濃町大字楠原 → 津市芸濃楠原町 安芸郡美里村大字五百野 → 津市美里五百野町 安芸郡安濃町大字草生 → 津市安濃草生町 一志郡香良洲町 → <u>津市香良洲町</u> 一志郡一志町大字井生 → 津市一志井生町 一志郡白山町大字南家城 → 津市白山南家城町 一志郡美杉村竹原 → 津市美杉竹原町

